

5 任命権者からの申請に基づく承認

給与その他の勤務条件等に関する条例及び人事委員会規則においては、適用する際、任命権者があるかじめ人事委員会の承認を得なければならない事項が定められている。

令和6年度、任命権者の申請に基づき、委員会が承認した事項は次のとおりである。

(1) 職員の勤務時間及び休暇に関する条例関係

ア 臨時休暇の承認

(根拠規定 地公法第42条、職員の勤務時間及び休暇に関する条例(昭和26年名古屋市条例第48号)第16条)

承認年月日	対 象	内 容
R6. 5. 28	次の基準を満たす職員（再任用職員及び臨時的任用職員を含む。） 令和6年6月1日から令和6年9月30日までの間における在職期間が ①108日以上 ②93日以上108日未満 ③62日以上93日未満 ④31日以上62日未満 ⑤16日以上31日未満 ⑥16日未満	酷暑期における職員の保健及び元気回復を図るため、令和6年6月1日から同年11月30日までの期間に、①の職員には5日、②の職員には4日、③の職員には3日、④の職員には2日、⑤の職員には1日、臨時休暇を与える。⑥の職員の臨時休暇は0日とする。（半日ごと又は1時間ごとに区分して利用することもできる。）

イ 勤務時間の特例等の承認

(根拠規定 職員の勤務時間及び休暇に関する条例第5条)

承認年月日	対 象	内 容
R7. 1. 10	なごやか中学校に勤務する教育職員及び事務職員	夜間中学の新設に伴い、新たに勤務時間の割振りを行うもの
R7. 3. 21	環境局富田工場に勤務する職員のうちごみの焼却作業に従事する工場長補佐、主任、技師、業務技師及び技士	運転業務についての土日の日勤及び全ての夜勤の委託化に伴い、週休日等を変更するもの
	健康福祉局八事霊園・斎場管理事務所に勤務する職員のうち技士	施設の老朽化に伴う人体火葬の停止により、勤務時間の割振り等を変更するもの
	子ども青少年局児童福祉センター、西部児童相談所及び東部児童相談所に勤務する職員のうち、 (1)主任（心理療法担当職員の業務に従事する者に限る。）で児童の一時保護業務に従事する者 (2)心理療法担当職員で児童の一時保護業務に従事する者	心理療法担当職員の配置に伴い、対象を追加するもの
R7. 3. 24	千種消防署警防地域第一課及び第二課に属する者（所属長が指定する者に限る。）	昼間時間帯のみに稼働する日勤救急隊の増設に伴い、規定を整備するもの
	本部機動部隊に属し変則毎日勤務に服する職員	業務の様態に合わせた勤務面での合理化及びワークライフバランスの促進を目的として、時差勤務を適用させるための特別の定めをするもの
R7. 3. 24	新しい学校づくり推進部子ども応援課	夜間中学の新設に伴い、新たに勤務時間

	に所属する指導主事（なごやか中学校に勤務することがある者に限る。）	の割振りを行うもの
	新しい学校づくり推進部子ども応援課に所属する指導主事（工業高等学校及び中央高等学校に勤務することがある者に限る。）	夜間定時制の高等学校における勤務のため、新たに勤務時間の割振りを行うもの

(2) 職員の給与に関する条例関係

ア 給料の調整額の承認

（根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 6 条の 2 第 2 項）

承認年月日	内 容
R7. 3. 21	特別支援学校における主幹教諭の配置に伴い、教育職給料表(2)職務の級特 2 級の調整基本額を定めるもの。

イ 管理職手当の支給に関する承認

（根拠規定 地公法第 24 条第 5 項、職員の給与に関する条例第 8 条の 2 第 1 項）

承認年月日	対 象	内 容
R7. 3. 21	教育委員会事務局担当部長（担当部長（子ども応援）を除く。）	4 種
	教育委員会事務局指導主事（教育職給料表(2)職務の級特 2 級の適用を受ける者）	14 種
	教育委員会事務局指導主事（図書館と学校連携の推進の業務又は子どもに関する関係機関との連絡調整等の業務に従事する暫定再任用短時間勤務職員に限る。）	4 種

(3) 職務に専念する義務の特例に関する条例関係

（根拠規定 地公法第 35 条、職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和 26 年名古屋市条例第 8 号)第 2 条第 3 号、職務に専念する義務の免除基準に関する規則第 2 条第 21 号)

事 由	件 数
国民体育大会等に選手等として参加	8